



令和2年7月豪雨で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

八代市災害相談窓口 Tel 33-4111 (代表)、33-4452

住宅支援 (仮住まい)

問合せ

住宅課 Tel 33-4122

災害救助法適用による支援

適用には条件があります。必要書類に記入後、住宅課へご提出ください。書類は住宅課、八代トヨオカ地建アリーナ、千丁コミュニティセンターにあります。詳細は住宅課へお問い合わせください。

建設型応急住宅 (仮設住宅)

仮設住宅の建設が始まりました。(9月上旬入居開始予定)入居者を募集いたします。

■受付期間

7月27日(月)～8月14日(金)
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

■建設地

古閑中町(八代市民球場南側駐車場)

■団地名

(仮称)八代市市民球場仮設団地

■建設戸数

計26戸(IDK:6戸、2DK:14戸、3K:6戸)、
談話室1棟

■入居期間

入居後2年間以内

■家賃

免除(上下水道費、光熱費、町内会費等
は入居者の負担となります)

■駐車場

原則として1世帯1台

■注意事項

- ・入居には条件がありますので、詳細は
お問い合わせください。
- ・入居希望者多数の場合は、追加で建設
をすることも検討しています。

(再掲) 市営住宅緊急入居

■受付期間

7月24日(金)まで

■入居期間

原則6カ月以内。最長1年間。

■家賃

免除(住宅使用料、共益費、駐車場使用
料等は入居者の負担となります)

■提供団地

築添団地 高島団地 麦島団地 郷開団地
流藻川団地 植柳上町第一団地 楠住宅

(再掲) 賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)

■条件

1カ月の家賃が次の額以下であること

- ・2人以下の世帯 5.5万円以下
- ・3人～4人以下の世帯 6万円以下
- ・5人以上の世帯 9万円以下

※特別の事情がある場合はご相談ください。

※上記以外も条件があります。

■入居期間

入居から2年間

既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ

7月4日(災害救助法適用日)以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業(賃貸型応急住宅)の対象になります。(保険は遡及できません)

(再掲) 住宅の応急修理

■対象

- ①住宅が全壊、大規模半壊、半壊、もしくは一部損壊(準半壊)の被害
- ②応急修理を行うことによって、住宅での生活が可能であること

■限度額

全壊・大規模半壊・半壊 1世帯当たり	59万5千円以内
一部損壊(準半壊) 1世帯当たり	30万円以内

※業者に修理を依頼する前に必ず営繕課
(Tel 33-4401)にご連絡ください。

問合せ 住宅課 ☎ 33-4122

浸水住宅修理等に係る無料電話相談窓口等を開設

県では住宅の浸水被害等を受けた県民からの住宅の補修・再建に関する技術的な相談に対応するため、県内の建築関係団体と連携し、無料電話相談窓口（建築士常駐）を開設しました。

相談時間 月～金曜日 午後1時～4時

相談電話 Tel 096-384-0131

（県建築士会内に相談専用回線を設置）

「豪雨災害便乗詐欺」や「空き巣」に注意

過去の大規模災害後には、災害に便乗した詐欺等の犯罪が発生しています。

被害に遭わないために、

- 義援金（支援金）等は団体等を確認し、安全な口座への振り込みを利用する
 - 現金やキャッシュカードを渡さない
 - 安易に融資の申し込みをしない
- などの防犯対策をお願いします。

問合せ 八代警察署生活安全課 Tel 33-0110

（再掲）ボランティアへの依頼

家の片付けなどで人手が不足している場合など、ボランティアに依頼ができます。詳しくはお問い合わせください。

■受付時間

午前9時～午後4時

■ボランティアが活動できる内容

- ①住居内の片付け
- ②住居内の汚泥の除去
- ③家財等の屋外への運び出し

問合せ 八代市災害ボランティアセンター

Tel 080-5073-9680

（再掲）坂本パーキングエリアから坂本地区に車両の乗り降りができます

利用するには許可証が必要です。

■地元住民

西日本高速道路(株)熊本高速道路事務所（Tel 39-0711）の窓口で申請（平日9時～17時）手続きの際は、3号線熊本方面から八代市内方面に向かって、右側の佐川急便から斜めに入り、三光クボタ建機から右折し、社員用駐車場に駐車してください。

■坂本町内の事業所関係者

県内ボランティア団体（個人は除きます）市役所千丁支所地域振興課（Tel 46-1101）の窓口で申請（平日8時30分～17時）

（再掲）可燃物の集中回収

■日時

7月25日（土） 午後1時～

■回収品目

被災した衣類や紙類等

（道路わきに置いてある可燃ごみ）

※中が見える透明袋等に入れてください

■回収地区

坂本町管内の「西部、深水、鶴喰、田上、百済来下、百済来上、荒瀬、葉木」地区
（回収地区は増える場合があります）

問合せ

環境センター管理課 Tel 32-4675

（再掲）災害ごみの受け入れ

■受入期間（期間を延長しました）

8月31日（月）まで

※水曜日は休みです

※8月13日（木）～15日（土）は休みです。

■受入時間

午前9時～午後4時30分

■受入場所

八代市水処理センター

（県営八代運動公園南側）

※坂本地域の災害ごみについては、被害のあった各地区や各集落で集積場所を決定し、そちらに排出していただきますが、詳しくはお問い合わせください。

※持ち込みの際は必ず分別をお願いします。また、運転免許証を確認します。受け入れ品目や注意事項等、詳細は災害臨時号 vol.1 をご覧いただくか、お問い合わせください。

問合せ 循環社会推進課 Tel 34-1997

（再掲）災害相談窓口

■八代市災害相談室（市役所仮設庁舎内）

平日 午前8時30分～午後5時15分

Tel 33-4111（代表）、33-4452

■坂本の里一灯苑

平日 午前9時30分～午後4時30分

Tel 080-2348-4042

Tel 080-2344-1842

■田上社会教育センター

平日 午前9時30分～午後4時30分

Tel 090-5398-9242

Tel 080-2343-9042

※各相談窓口とも7月23日（木）～26日（日）も平日と同時刻で開設します。